

(様式3 公表の表紙)

つくば市公共施設等総合管理計画
～公共施設等資産マネジメントの方針～(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成28年12月

つくば市財務部管財課公共施設マネジメント推進室

案件名	つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～（案）
募集期間	平成28年12月2日 ～ 平成29年1月10日
担当課	財務部 管財課 公共施設マネジメント推進室
問合せ	TEL 029-883-1111（内線）2351

■ 意見募集の趣旨

つくば市の公共施設の多くは老朽化が進んでおり、今後、改修や建て替えの時期の集中が予想されます。

そこで、長期的な視点を持って効率的・効果的に公共施設を維持管理・修繕し、長寿命化を行うことで財政負担の軽減・平準化を図り、保有する公共施設を資産として有効活用していくための方向性を示すものとして、「つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～」を策定します。

つきましては、計画案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～（案）
- ・つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～（案）の背景・経緯等
- ・つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～（案）概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 公共施設マネジメント推進室（2階）
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
- ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市財務部管財課公共施設マネジメント推進室

○ ファクシミリ 029-868-7548

○ 電子メール fnc040@info.tsukuba.ibaraki.jp

○ ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

○ 公表時期 平成29年3月ごろを予定しています。

○ 公表場所 市ホームページ、公共施設マネジメント推進室、
情報コーナー(庁舎1階)、
各窓口センター、各地域交流センター



つくば市公共施設等総合管理計画

～公共施設等資産マネジメントの方針～

(案)

平成29年 月



つくば市

目 次

第1章 計画の概要	1
1.1. 計画の位置づけ	2
1.1.1. 目的	2
1.1.2. 本市の上位計画等との関係	3
1.2. 対象施設の範囲	4
1.3. 計画期間	6
第2章 公共施設の現況及び将来の見通し	7
2.1. 公共施設の状況	8
2.2. 人口動向	9
2.3. 財政状況と公共施設に係る費用	11
2.3.1. 財政状況	11
2.3.2. 公共施設の維持管理と事業運営に係る費用	12
2.3.3. 公共施設の更新等に係る将来費用	13
2.4. 課題	14
2.4.1. 公共施設の状況からみた課題	14
2.4.2. 人口動向からみた課題	14
2.4.3. 財政状況と公共施設に係る費用からみた課題	14
第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方	15
3.1. 基本理念	16
3.2. 基本方針	18
第4章 施設類型別の方向性	25
4.1. 公共建築物	26
4.2. インフラ施設	33
第5章 フォローアップの実施方針	39
5.1. 推進体制	40
5.2. 市民等との情報共有	41
5.3. 財源の確保	41
5.4. 新地方公会計制度との連携	41
5.5. 職員の人材育成	41
5.6. ロードマップ	42
参考資料	43
用語集	44
公共施設等総合管理計画策定指針の概要（総務省）	46
「つくば市 公共施設に関する市民アンケート」結果の概要	47

第1章 計画の概要

- 1.1. 計画の位置づけ
- 1.2. 対象施設の範囲
- 1.3. 計画期間

第1章 計画の概要

1.1. 計画の位置づけ

1.1.1. 目的

つくば市の学校や市営住宅、道路や上下水道などの公共施設は、筑波研究学園都市の建設時期に集中して整備されました。そのため、公共施設の多くは老朽化が進んでおり、更新時期が集中することが予想されます。

市民が安全で快適に公共施設におけるサービスを利用できるよう、本市が管理・保有する公共施設を取り巻く現状や将来にわたる課題等を明らかにし、長期的な視点を持って公共施設を効率的かつ効果的に維持管理・修繕し長寿命化を行うことにより財政負担の軽減・平準化を図ることや、施設保有量の最適化など保有する公共施設を資産として有効活用することを公共施設マネジメントといいます。

この公共施設マネジメントの取組を推進することを目的として、公共施設の維持管理の基本的な方針となる「つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～」(以下、「本計画」という。)を定めました。

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に向けた中長期的な方向性等を示すものとして各地方公共団体が策定する、「公共施設等総合管理計画」に当たるものです。内容については、各地方公共団体が保有する資産の現状と課題、中長期的な維持管理・更新費用の見通し、必要施策の具体的な取組内容と工程、及びフォローアップの実施方針等を示すものとされています。

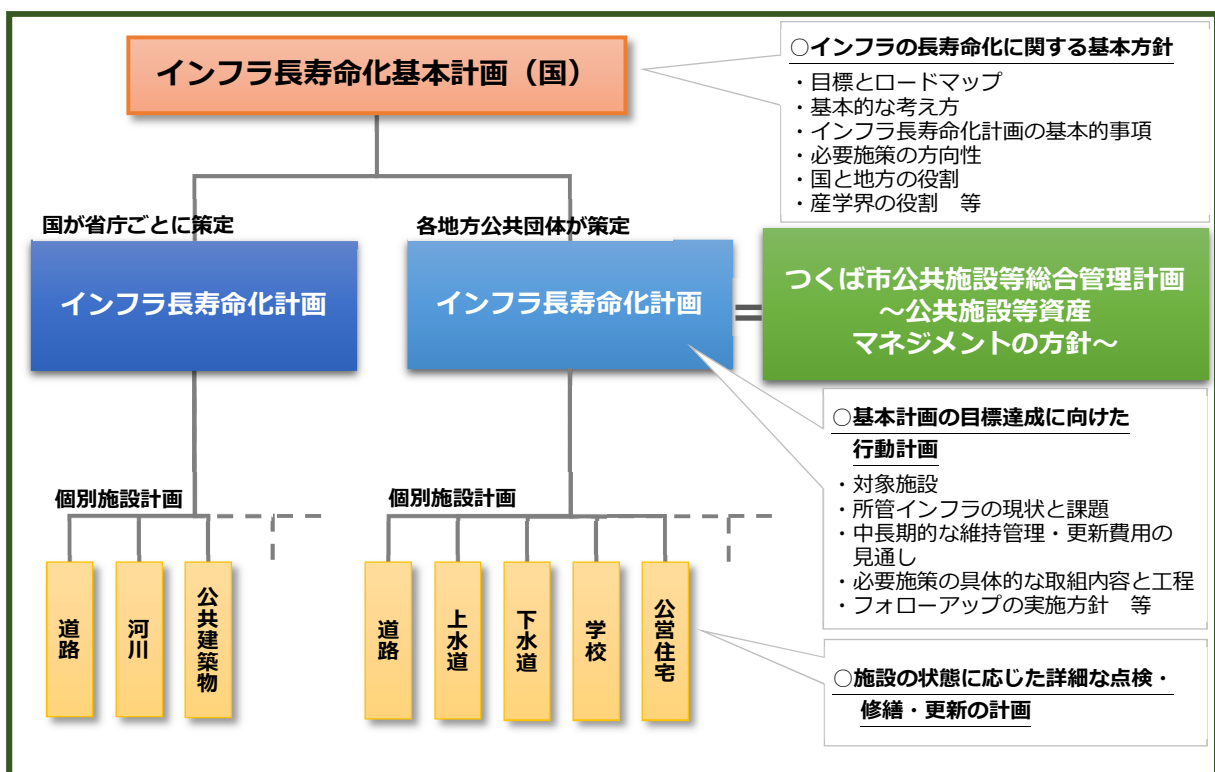


図 1 本計画とインフラ長寿命化基本計画の関係

1.1.2. 本市の上位計画等との関係

本計画は、市が管理・保有する公共施設の最適化に向けた全庁的な取組となるため、「つくば市未来構想」や「第3次つくば市行政改革大綱」、他の分野別計画と連携を図りながら、公共施設に係る取組を着実に進めていきます。

また、今後、公共施設の維持管理手法の効率化、有効活用、資産の保有量の適正化等の取組を推進するため、各施設を所管する部署において策定する長寿命化や施設整備等の個別施設計画の指針とします。既に策定済の個別施設計画については、本計画に沿うものとし、必要に応じて見直しをするものとしします。

本計画は、公共施設マネジメントの取組を推進することを目的として、公共施設の維持管理の基本的な方針となるものです。各施設を所管する部署が本計画に沿った取組を推進することで、公共施設マネジメントの取組を、組織横断的に整合性をもって進めることが可能となり、限られた経営資源をより効果的・効率的に管理・活用することが可能となります。

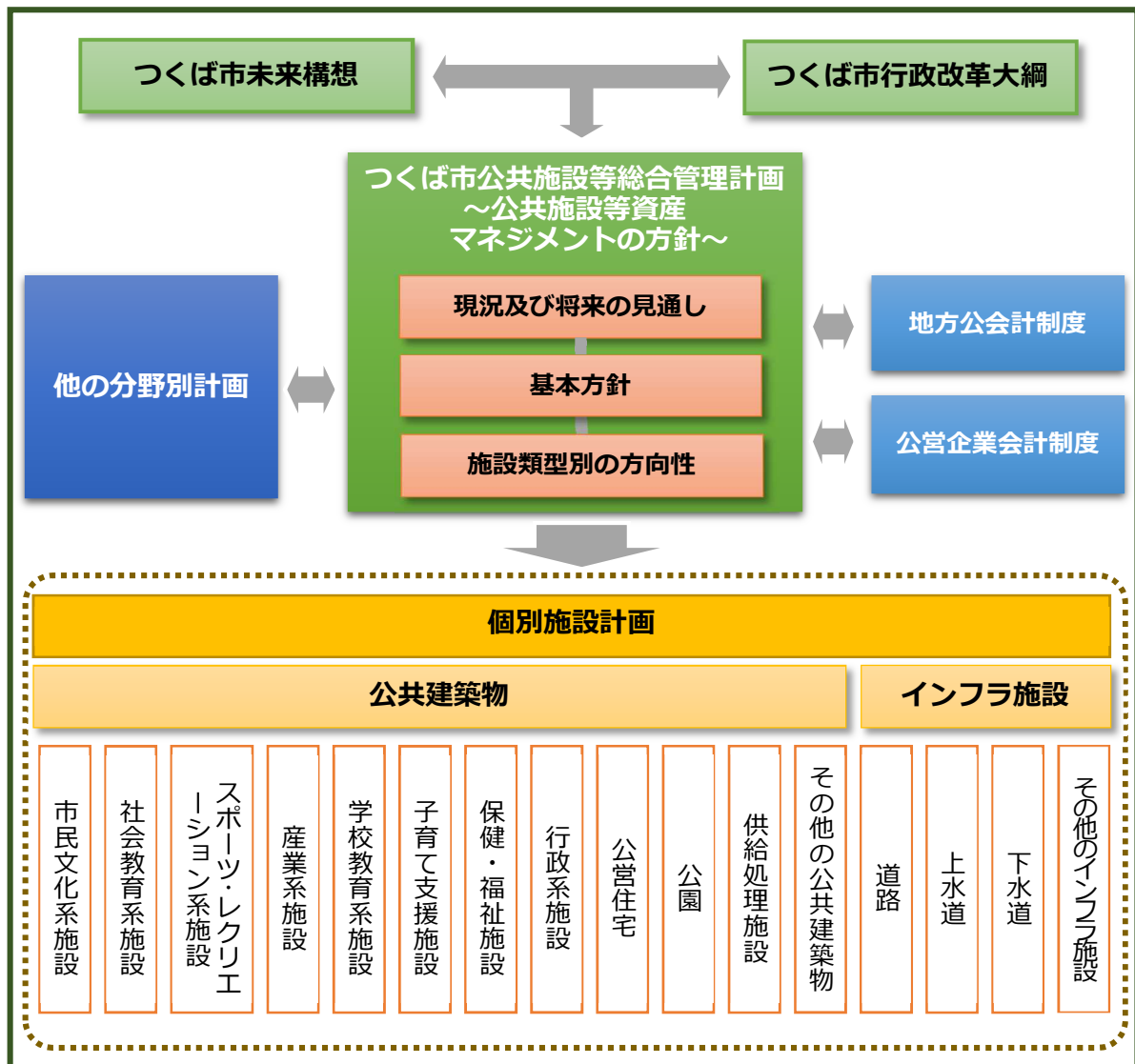


図 2 本計画と上位計画等の関係

1.2. 対象施設の範囲

本計画では、市が管理・保有する全ての公共施設を対象とします。

なお、公共施設の施設類型は、「つくば市公共施設白書」に示す分類とします。

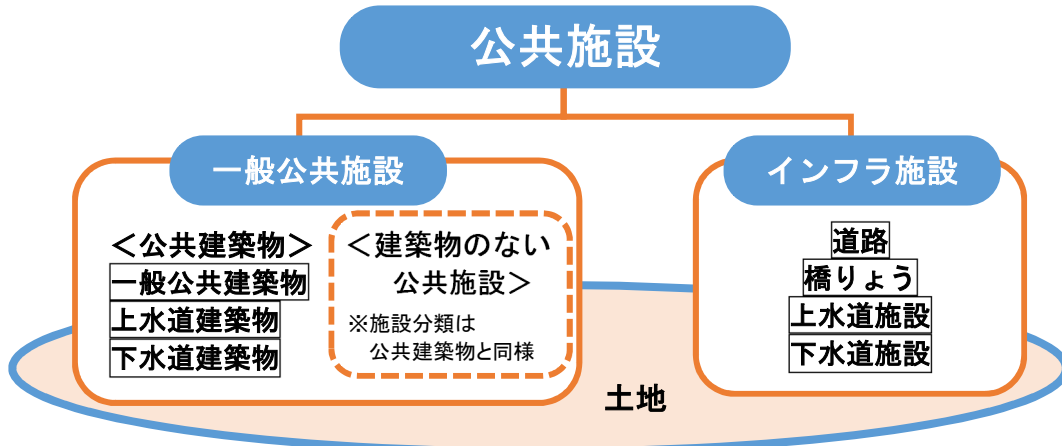


図 3 公共施設の概念（「つくば市公共施設白書」（平成28年6月）より）

表 1 公共建築物（「つくば市公共施設白書」（平成28年6月）より）

	大分類	中分類	小分類	施設名称例
一般公共建築物	市民文化系施設	集会施設	交流センター・市民ホール	交流センター, 市民ホール
			その他市民文化系施設	市民研修センター, 働く婦人の家, ふれあいプラザ, 集会所
		文化施設	文化施設	ノバホール, つくばカピオ, アルスホール, さくら民家園
	社会教育系施設	図書館	図書館	中央図書館
		博物館等	資料館	郷土資料館, 民俗資料館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	総合体育館, 豊里柔剣道場
			ウェルネスパーク	ウェルネスパーク
			多目的広場	多目的広場
		サッカー場等	野球場, ソフトボール場, サッカー場, テニスコート	
	レクリエーション施設・観光施設	宿泊施設	ふれあいの里, ゆかりの森, 荃崎こもれび六斗の森	
		観光施設※	観光案内所, 観光施設, 公衆便所, 駐車場	
	産業系施設	産業系施設	産業系施設	産業振興センター
	学校教育系施設	学校	小学校	小学校
			中学校	中学校
		その他の教育施設	その他の教育施設	給食センター, 教育相談センター, 総合教育研究所
	子育て支援施設	幼稚園・保育所	幼稚園	幼稚園
			保育所	保育所
幼児・児童施設		子育て総合支援センター	子育て総合支援センター	
		児童館	児童館, 荃崎児童センター	
		児童クラブ	児童クラブ	

	大分類	中分類	小分類	施設名称例
一般公共建築物	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	老人福祉センター，荃崎農村高齢者交流センター，荃崎憩いの家，ふれあい元気広場
		障害者福祉施設	障害者福祉施設	福祉支援センター
		保健施設	保健施設	保健センター，健康増進施設いきいきプラザ
	行政系施設	庁舎等	市役所	市役所
			窓口センター	窓口センター
		消防施設	消防署・分署	消防本部，消防署，分署
			分団詰所	分団詰所，車庫
	公営住宅	公営住宅	市営住宅	市営住宅
	公園	公園	運動公園	さくら運動公園，荃崎運動公園
			地区公園	筑波北部公園，研究学園駅前公園
			近隣公園※	さくら交通公園，科学万博記念公園，東光台運動公園
			街区公園※	ろくまる公園，まつぼっくり公園，春日児童公園
			都市緑地※	筑波北部緑地，御幸が丘2号緑地
	供給処理施設	供給処理施設	供給処理施設※	クリーンセンター，共同溝管理センター，生活排水路浄化施設
	その他	その他	駐車場※	駐車場，駐輪場
			広場※	広場（センター広場，駅前広場）
			その他	メモリアルホール，情報ネットワークセンター
			閉鎖施設	旧谷田部市民プール，旧桜庁舎，旧山口小学校
	上水道建築物	上水道建築物	浄水場※	浄水処理場
			配水場※	配水場
その他※			災害用水道資材倉庫，旧春日庁舎	
下水道建築物	下水道建築物	ポンプ場	中継ポンプ場	

※この小分類には，建築物のない公共施設があります。

表 2 インフラ施設（「つくば市公共施設白書」（平成28年6月）より）

大分類	中分類	施設名称例
道路	道路	舗装
	橋りょう	PC橋，RC橋，鋼橋，混合橋，石橋，木橋
上水道施設	上水道施設	導水管，送水管，配水管
下水道施設	下水道施設	雨水管，污水管

1.3. 計画期間

本計画は、公共施設における各施設の耐用年数や更新時期等を考慮し、中長期的な視点で考える必要があります。

本市では、公共建築物が1974（昭和49）年度から1984（昭和59）年度までの11年間をピークに整備されるとともに、平成17年のつくばエクスプレスの開業等に伴い、近年においても施設整備を行ってきました（図4）。

そのため、本計画の計画期間は、公共建築物の標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年で更新した場合に、更新ピークとして想定される2030年代後半から2040年代中頃までを含めた、2017（平成29）年度から2046（平成58）年度までの30年間とします。また、10年ごとに見直しを行います。そのほか、将来の社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜見直しを行います。

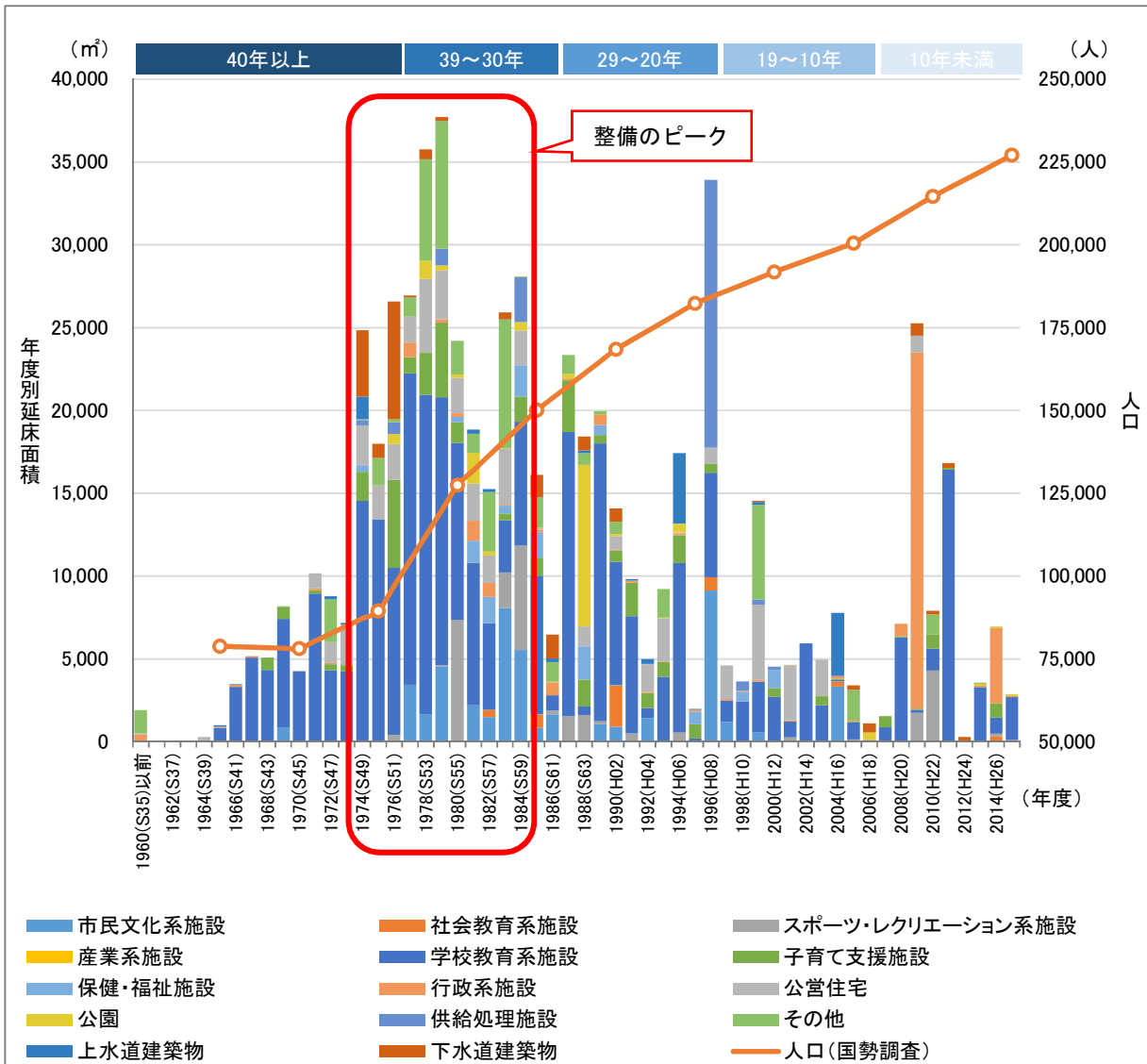


図4 公共建築物の建築年度別整備状況

第2章 公共施設の現況及び 将来の見通し

- 2.1. 公共施設の状況
- 2.2. 人口動向
- 2.3. 財政状況と公共施設に係る費用
- 2.4. 課題

第2章 公共施設の現況及び将来の見通し

2.1. 公共施設の状況

- 本市では、筑波研究学園都市の建設時期に公共建築物が多く整備されました。その後も現在に至るまで、市民生活の質の向上を図るため、公共施設の整備を行ってきました。
- 平成28年4月1日時点の公共施設の保有量は、公共建築物524施設（建築物のない公共施設を含めると669施設）、1,308棟、延床面積641,070㎡、インフラ施設は、道路15,216路線、延長3,378km、橋りょう610橋、上水道施設の管路（導水管、送水管、配水管）1,344km、下水道施設の管路（雨水管、污水管）1,574kmを保有しています。
- 1974（昭和49）年度から1984（昭和59）年度までの11年間に公共建築物の整備のピークを迎えており、この11年間で公共建築物全体の約44%を整備しています。
- 公共建築物の56%が建築後30年を経過し、建築後20年以上29年以下を経過する公共建築物が24%あることから、10年後には、建築後30年を経過する公共建築物が80%になります（図5）。

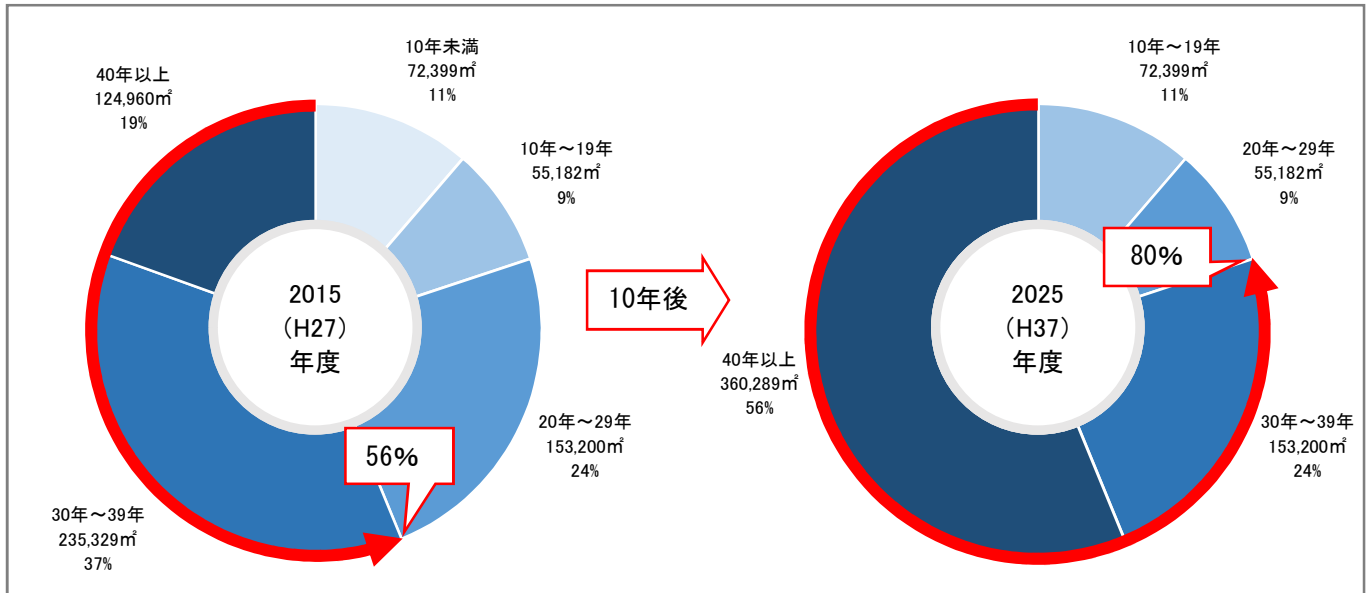


図5 公共建築物の経過年数と延床面積の割合

2.2. 人口動向

- 総人口は、1987（昭和62）年のつくば市誕生以降も増加を続けており、2015（平成27）年10月1日現在、総人口226,963人となっています（図6）。これは、1963（昭和38）年9月に閣議了解された筑波研究学園都市の建設や、2005（平成17）年8月に開業したつくばエクスプレスの沿線開発等の影響によるものと考えられます。
- 「つくば市未来構想」によると、将来人口は、今後2035（平成47）年まで増加した後、緩やかに減少に転じると推計されています（図7）。

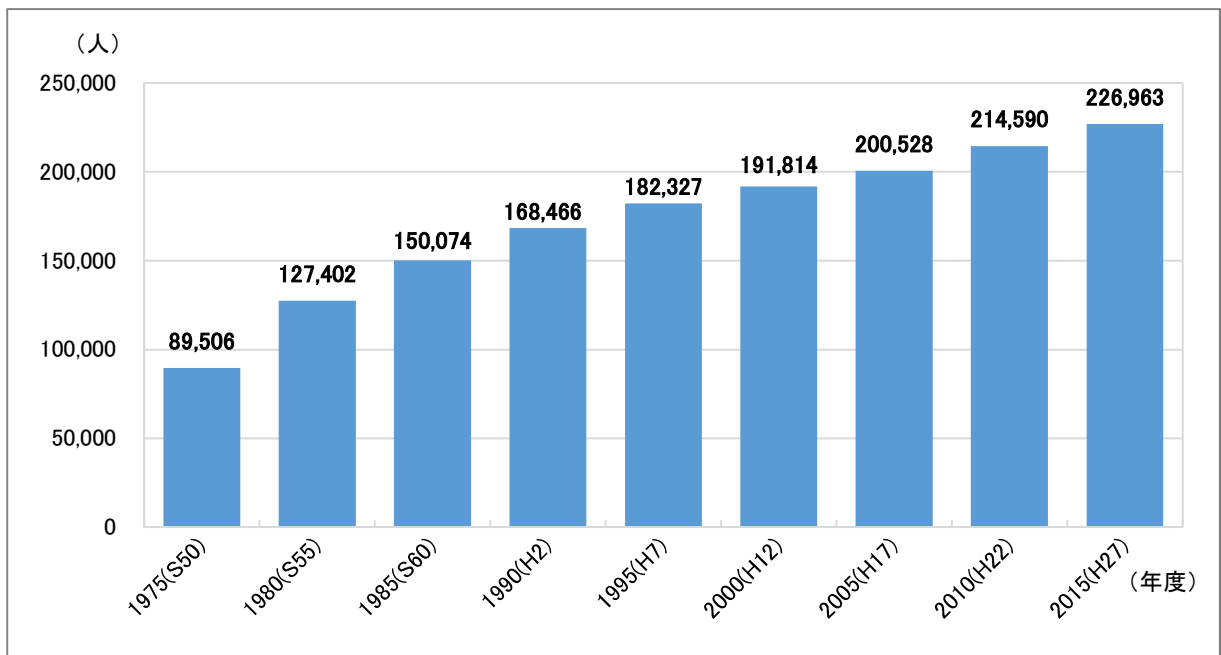


図6 つくば市の人口の推移

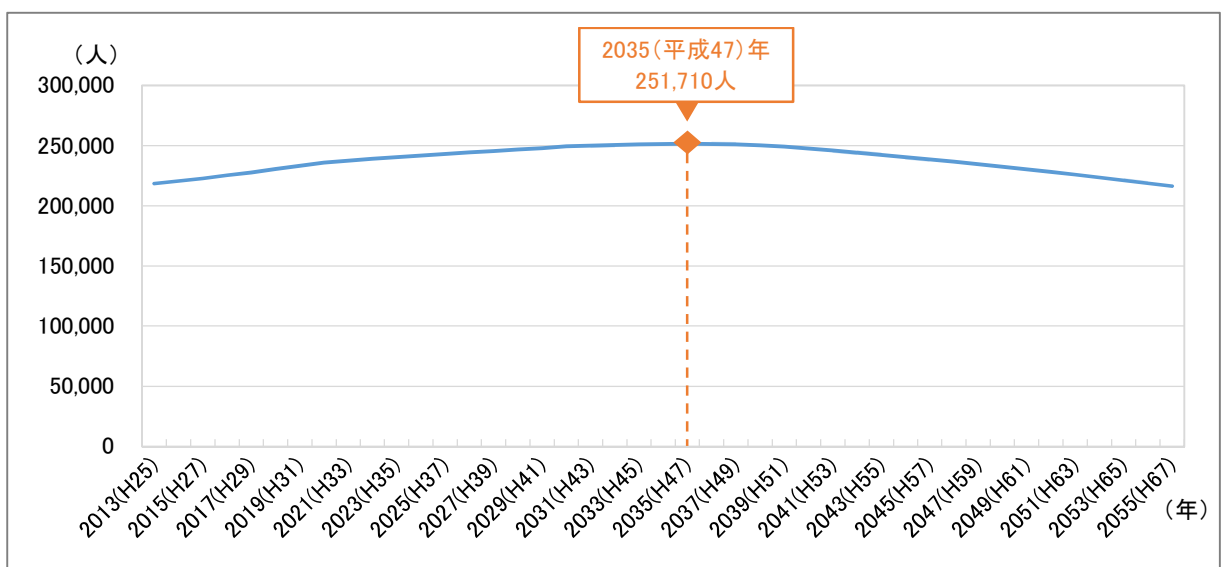


図7 将来人口推計

○年齢階層別の将来人口は、年少人口と生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年人口は増加すると推計されており、少子高齢化が進む見通しです（図8）。

○地区別の将来人口にはばらつきが見られ、つくばエクスプレス沿線開発等により、つくばエクスプレス沿線地区は3倍以上に増加すると推計されます。一方、筑波地区や谷田部地区、荃崎地区は、減少すると推計されています（図9）。

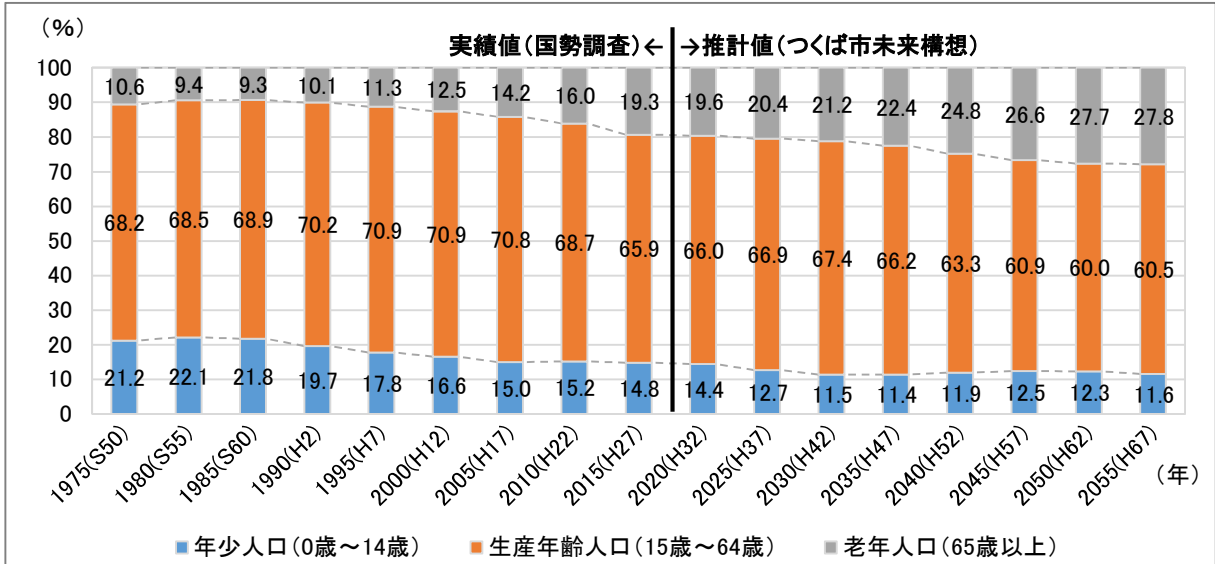


図8 年齢階層別の人口動向

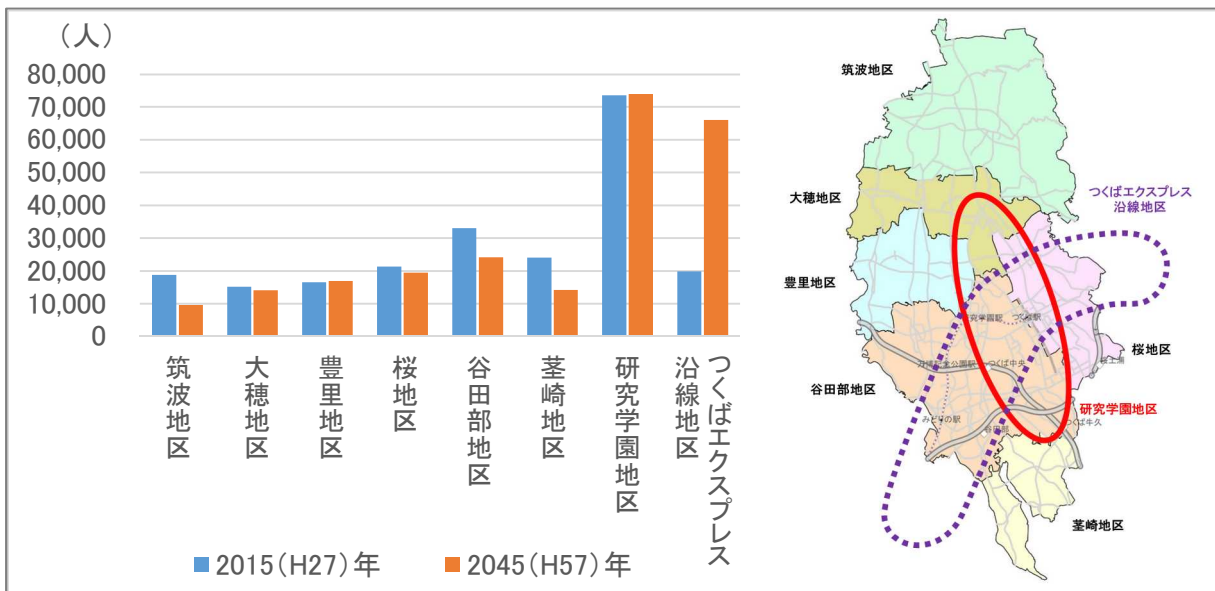


図9 地区別の将来人口推計

2.3. 財政状況と公共施設に係る費用

2.3.1. 財政状況

○一般会計の財政状況について、歳入は、つくばエクスプレス沿線開発の影響等により、市税が増加しています(図10)。歳出は、学校整備事業の推進や民間保育所の運営委託等により、普通建設事業費や扶助費等が増加傾向にあります(図11)。

○将来的には、歳入面での生産年齢人口の減少による税収の減少や、歳出面での高齢化の進行による社会保障関係費の増加が懸念されます。

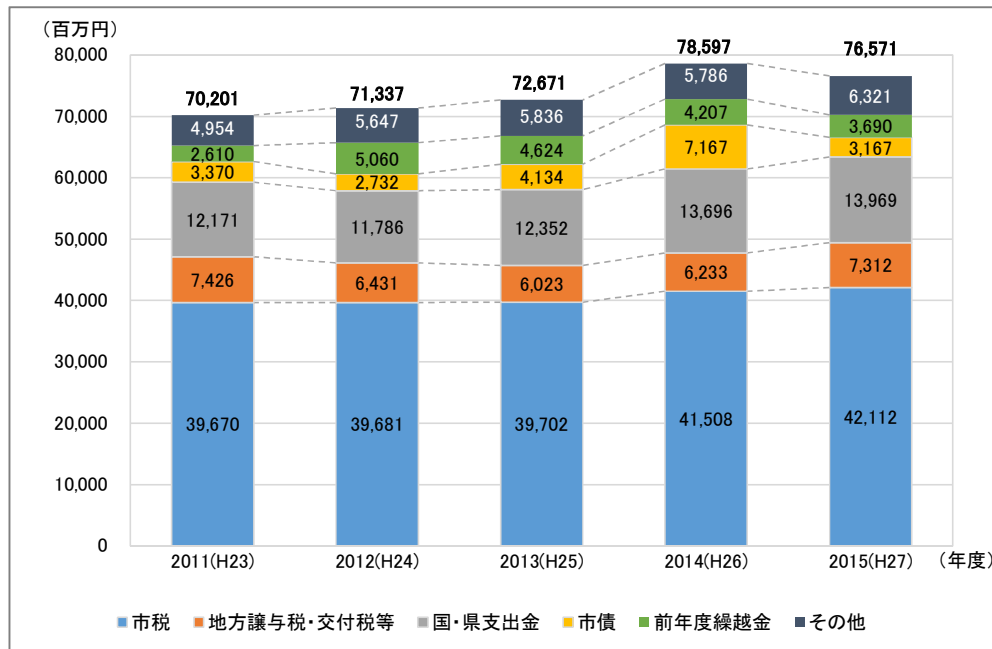


図10 歳入決算額の推移(一般会計)

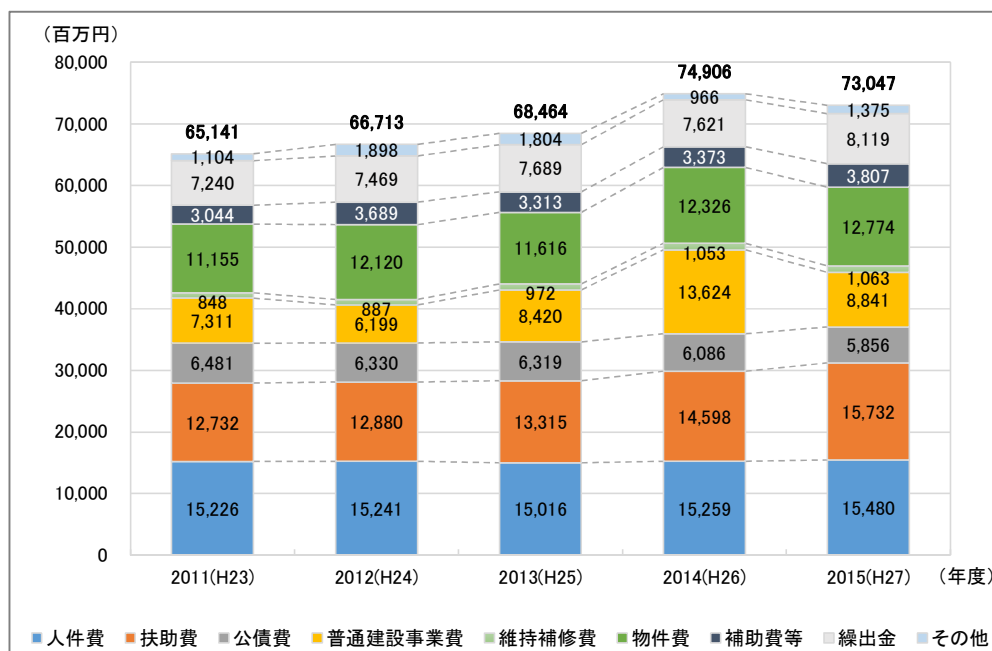


図11 性質別歳出決算額の推移(一般会計)

2.3.2. 公共施設の維持管理と事業運営に係る費用

○公共施設には、建築物等を維持するため日常的な管理に必要な費用（維持管理費）と、公共施設においてサービスを提供するために必要な費用（事業運営費）があり、公共建築物については、年間約103億円（平成27年度実績）の費用がかかっています。

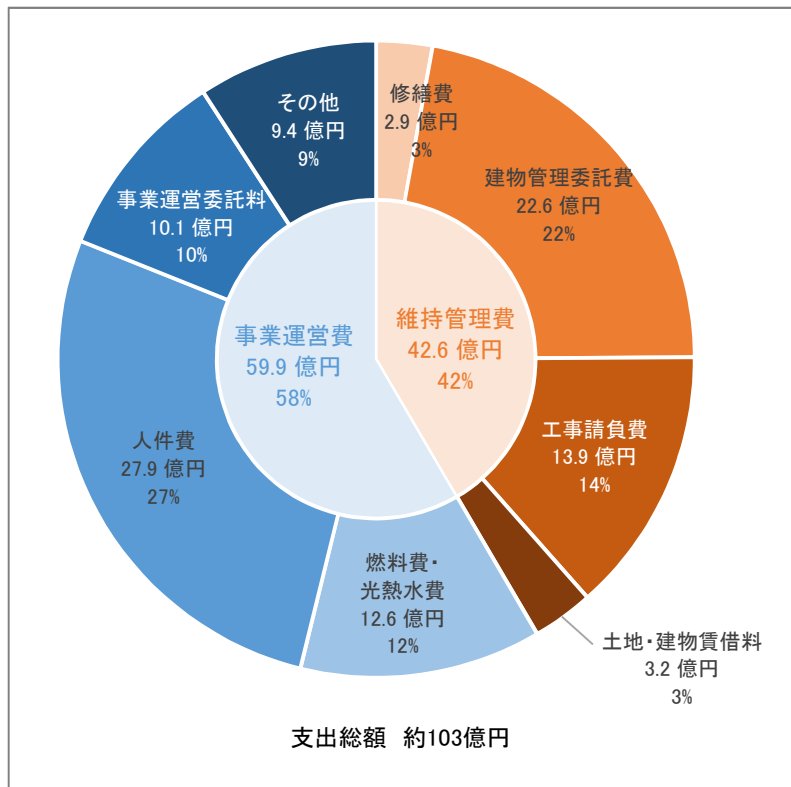


図 12 公共建築物に係る支出の割合

2.3.3. 公共施設の更新等に係る将来費用

○「公共施設等更新費用試算ソフト」の基本的な考え方により簡易シミュレーションすると、公共建築物とインフラ施設を合わせた今後40年間の更新等にかかる費用総額は、8,436億円という結果になります（表3）。

<試算の条件>

- ・総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」の基本的な考え方により、今後40年間の費用を機械的に試算しています。
- ・現在市が保有している公共施設を、それぞれ標準的な耐用年数経過後に、現在と同じ面積・延長等で更新等を行うと仮定しています。その際、公共施設の数量データに更新単価を乗じて計算しています。また、公共建築物は大規模改修を実施していないと仮定しています。

公共施設	更新等の基本的な考え方	数量
公共建築物	60年で更新（建替え）、30年で大規模改修	延床面積
道路	15年で舗装を打換え（道路面積を15年で割った面積を毎年度更新）	舗装面積
橋りょう	60年で橋りょうを更新（架け替え）	橋りょう面積
上水道施設	40年で管路を更新	管路延長
下水道施設	50年で管路を更新	管路延長

表 3 将来費用の簡易シミュレーション結果

公共施設	40年間の更新費用		
	公共建築物	インフラ施設	合計
一般公共建築物	2,732億円	—	2,732億円
インフラ	147億円	5,557億円	5,704億円
道路	—	1,975億円	1,975億円
橋りょう	—	145億円	145億円
上水道施設	47億円	1,351億円	1,398億円
下水道施設	100億円	2,086億円	2,186億円
合計	2,879億円	5,557億円	8,436億円

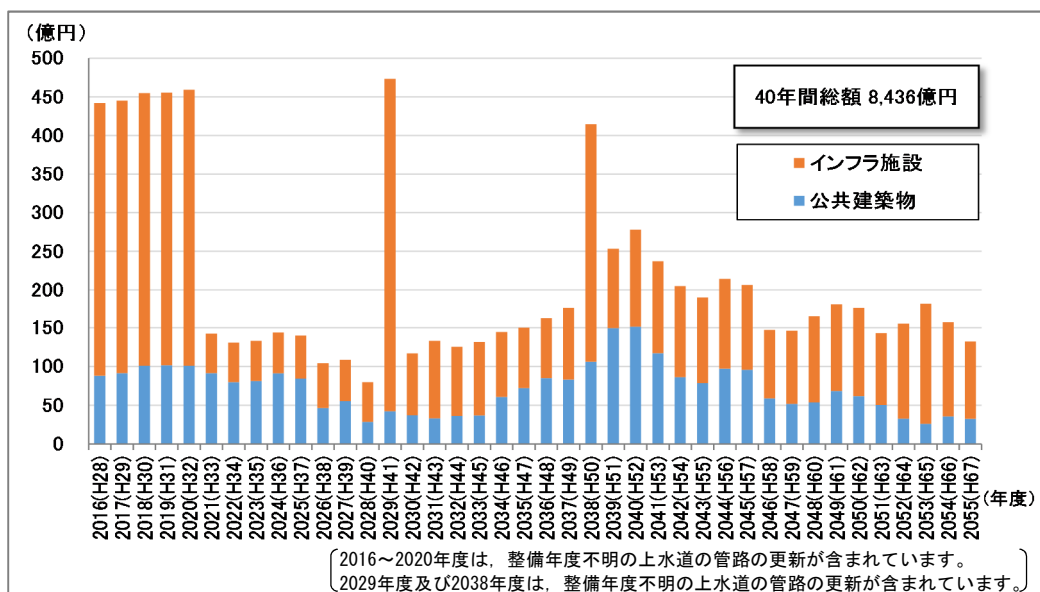


図 13 将来費用の簡易シミュレーション結果（公共施設全体）

2.4. 課題

2.4.1. 公共施設の状況からみた課題

本市では、筑波研究学園都市の建設時期に公共建築物が多く整備されました。その後も現在に至るまで、市民生活の質の向上を図るため、公共施設の整備を行ってきました。

市が管理・保有する公共施設の老朽化が進む中、市民が今後も継続して安全で快適に公共施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方に基づいた計画的な老朽化対策を実施していく必要があります。

2.4.2. 人口動向からみた課題

本市の総人口は、筑波研究学園都市の建設やつくばエクスプレス沿線の開発等により、これまで増加してきました。しかし、今後2035（平成47）年まで増加した後、緩やかに減少に転じ、人口の構成については少子高齢化が進むと推計されています。また、地区別の将来人口は、今後、つくばエクスプレス沿線地区は増加しますが、筑波地区や谷田部地区、荃崎地区は減少すると推計されています。

今後の人口動向によって、公共施設で提供するサービスに対する市民ニーズの変化が生じると考えられるため、それらに対応していく必要があります。また、公共施設の新規整備や統廃合等を検討する際は、総人口だけでなく地区別の人口等も考慮する必要があります。

2.4.3. 財政状況と公共施設に係る費用からみた課題

人口の増加傾向を踏まえると、財政面では今後しばらくは市税の増加が想定されますが、将来的には、歳入面での生産年齢人口の減少による税収の減少や、歳出面での高齢化の進行による社会保障関係費の増加が懸念されます。そのため、社会情勢や市民ニーズの変化に対応しながら、公共施設に係るコストの縮減や、財源確保の取組を推進する必要があります。

また、公共施設の更新等に係る将来費用の試算結果から見ると、今後、公共施設の老朽化や更新時期の集中により、修繕・更新のための多額の財政負担が必要となることが予想されます。そのため、維持管理や更新等に係る費用の平準化に取り組む必要があります。

第3章 公共施設の管理に関する 基本的な考え方

- 3.1. 基本理念
- 3.2. 基本方針

第3章 公共施設の管理に関する基本的な考え方

本計画では、第2章を踏まえ、「つくば市未来構想」でまちづくりの理念に掲げる「快適で安全・安心を実感できるまち」「つくばの資源をいかし、世界へ貢献するまち」の実現のための取組を推進していきます。

3.1. 基本理念

本市では、将来にわたって、持続的に公共施設におけるサービスを提供し、市民が安全で快適に利用できる公共施設を維持していくため、以下の基本理念を掲げて、公共施設の課題解決に取り組むこととします。

「将来にわたり、市民が安全で快適に利用できるよう公共施設を適切に管理する」

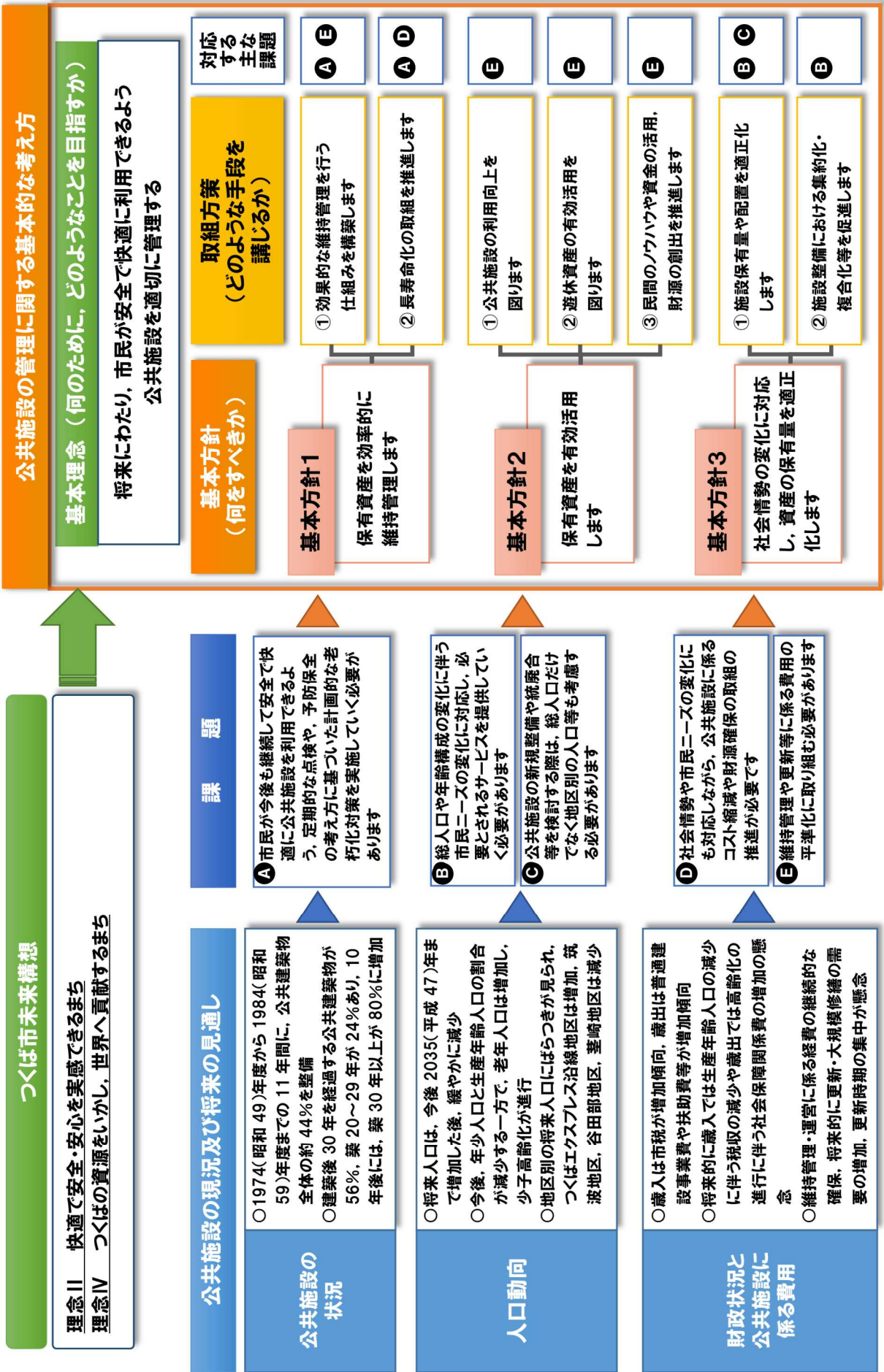


図14 公共施設の現況・課題と基本方針の関係

3.2. 基本方針

基本理念の実現のために、本市の公共施設を取り巻く状況や課題等を踏まえ、公共施設を資産として捉え、以下の3つの基本方針と、基本方針を実現するための取組方策を掲げ、公共施設マネジメントを推進します。

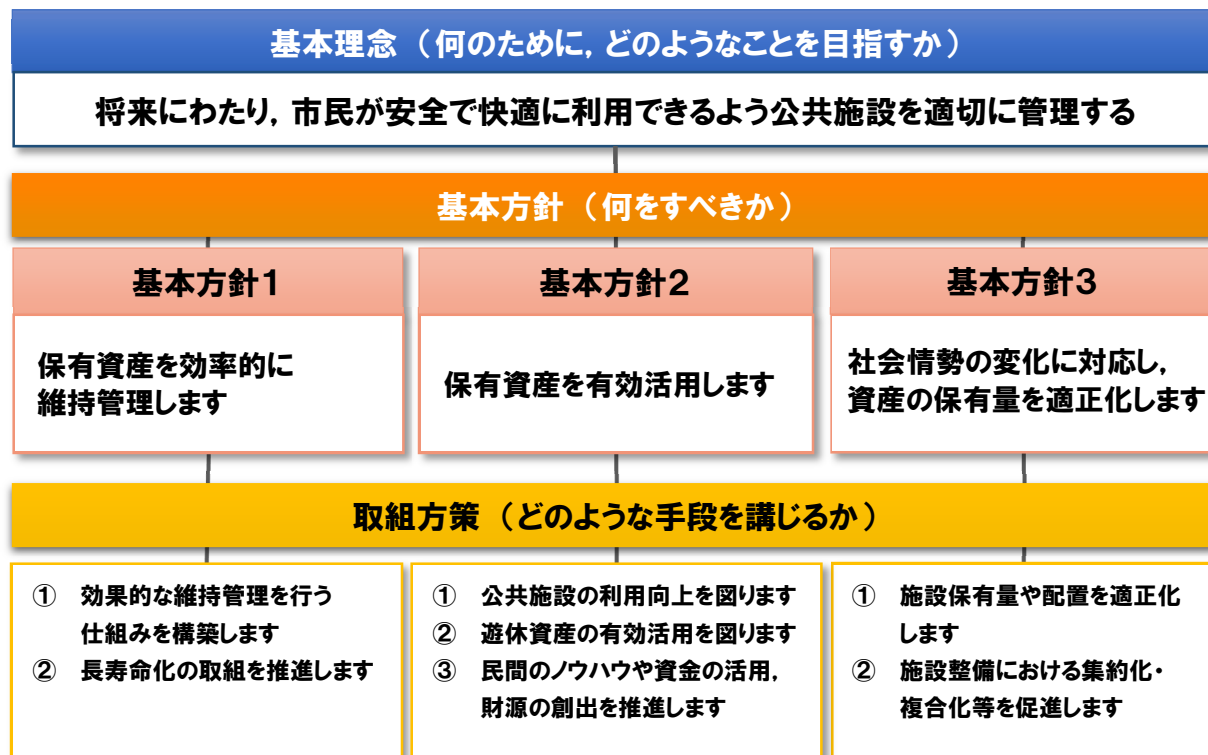


図 15 本計画の体系図

基本方針1 保有資産を効率的に維持管理します

将来にわたって、公共施設を利用する市民の安全性を確保することは重要です。また、健全な財政状況を維持するために、公共施設の維持管理に係るコスト縮減やサービスの質の向上等につながる維持管理手法を検討する必要があります。

そこで、予防保全の考え方を取り入れ、効果的な維持管理や計画的な老朽化対策等によりライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、次の取組を実施します。

<取組方策>

取組方策① 効果的な維持管理を行う仕組みを構築します

- ・多くの公共施設は災害時等の拠点となるため、平常時だけでなく災害時等も想定し、安全性を確保していきます。
- ・法定点検に加え、清掃や任意の点検、修繕などの日常的な維持管理におけるマニュアルを整備します。それに基づき、適切な点検や維持管理を実施します。

主な取組：点検マニュアルの作成，施設の評価

- ・点検や修繕の履歴，利用状況，コスト状況等の公共施設の情報を定期的に記録し，蓄積することで，施設に関する情報を体系的に整理します。

主な取組：公共施設データベースの更新

- ・施設整備から維持管理に至るまでの業務の一括発注や，複数の施設の維持管理をまとめて委託する包括的民間委託など，様々な手法による効果的な維持管理を進めて，コストを縮減していきます。

主な取組：施設の維持管理手法の指針を作成

取組方策② 長寿命化の取組を推進します

- ・長期的な視点でのライフサイクルコストの縮減，予算の平準化に向けた個別施設計画の策定を推進していきます。

主な取組：個別施設計画の作成

- ・個別施設計画を策定済の施設については，個別施設計画に基づく取組を推進していきます。

基本方針2 保有資産を有効活用します

市民ニーズに応え、必要なサービスを提供するためには、市が管理・保有する公共施設の維持管理の効率化だけでなく、公共施設を資産と捉え、行政経営の視点に立ち、資産の有効活用や公民連携を進めていく必要があります。

そこで、限られた経営資源をより有効に活用していくために、次の取組を実施します。

<取組方策>

取組方策① 公共施設の利用向上を図ります

- 各施設の利用実態や特性等を踏まえ、公共施設で提供しているサービスについての広報活動や周辺自治体との広域連携等、市民ニーズに合った利用促進施策を検討し、公共施設の利用を向上するための取組を実施していきます。

主な取組：市民ニーズに合った利用促進施策の検討

取組方策② 遊休資産の有効活用を図ります

- 低利用の公共施設や余剰スペース、未利用の土地については、利用を向上させるために機能充実等の取組の実施や行政需要による活用方法を検討し有効活用を図るとともに、公共建築物の統廃合や賃貸、売却等についても検討します。
- 老朽化等により閉鎖された建築物については、安全性を確保するために速やかに解体を進めます。また、公共施設としての利活用が難しいと判断された保有資産（未利用の建築物・土地）については、民間事業者等への売却や賃貸等を推進していきます。

取組方策③ 民間のノウハウや資金の活用、財源の創出を推進します

- 公共施設の特性を踏まえて、指定管理者制度のほか、民間のノウハウや資金の活用による資金調達（PPP/PFI等）など、公共施設の整備や維持管理・運営において新たな取組についても推進していきます。

主な取組：PPP/PFI手法の導入を優先的に検討

- 民間事業者から公民連携の提案を受け付ける仕組みづくりを推進します。また、公民連携の取組を積極的に発信し、保有資産に関する情報のオープンデータ化を推進します。

主な取組：民間事業者から公民連携の提案受付制度を設置、公共施設のデータを公表

- 税収や市債発行に頼らずに財源を確保するという視点から、一部の施設で実施しているネーミングライツの導入推進や民間事業者等への賃貸など、今後も財源確保に向けた取組を促進していきます。また、受益者負担の適正化や公共施設を活用した広告スペースの販売等の新たな取組についても推進していきます。

主な取組：公共施設の受益者負担の指針を作成

基本方針3 社会情勢の変化に対応し、資産の保有量を適正化します

公共施設の老朽化が進行し、今後、維持管理や更新等に係る費用の増加が想定されます。将来にわたって健全な財政状況を維持していくためには、「施設（資産）＝サービス」という今までの考え方から、資産に依存せず、サービスや機能を重視した考え方に発想を転換し、公共施設の規模を市全体で適正化し、維持管理や更新等に係る財政負担の軽減に努めていくことが重要となります。

一方、社会情勢や市民ニーズに応じ、新しい施設の整備等も必要であり、まちづくりの視点に立ち、必要な行政サービスを提供していくことが求められます。

そこで、必要な行政サービスを適切な施設規模で提供するため、次の取組を実施します。

<取組方策>

取組方策① 施設保有量や配置を適正化します

- ・公共施設で提供するサービスの望ましい場所や、市民ニーズや利用状況等からみた適正な資産の供給量を検証し、今後の各施設の修繕や更新時においては統廃合も含めた配置の考え方を明確化するとともに施設保有量を精査します。

主な取組：施設規模の指針を作成

- ・今後の人口動向や開発等に伴い、公共施設の需要が増加する地域においては、必要なサービス、機能の充足を図ります。その際は、既存の施設の積極的な有効活用を図ります。

主な取組：適正配置の指針を作成

取組方策② 施設整備における集約化・複合化等を促進します

- ・修繕や更新及び新規整備の際は、社会情勢の変化や利用実態等を踏まえ、集約化・複合化等による施設整備を促進します。

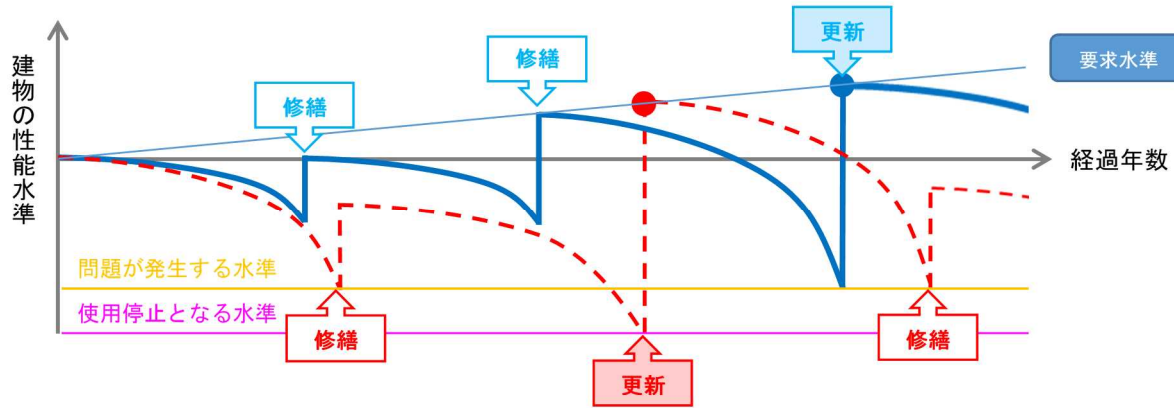
主な取組：複合化・集約化の指針を作成

【取組方策のイメージ】

■長寿命化

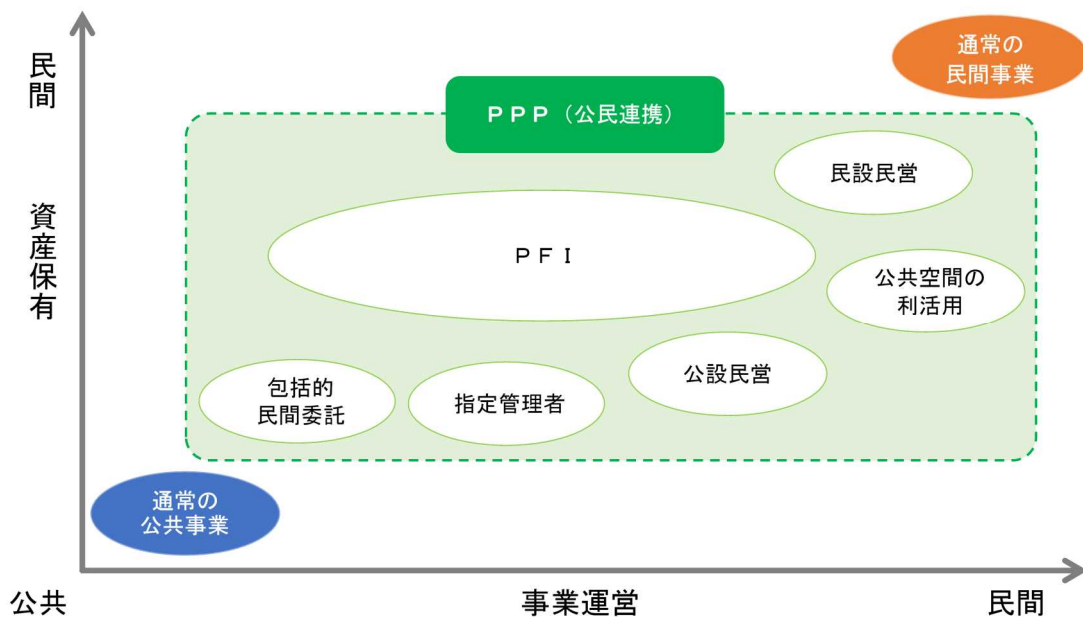
従来の更新パターンと比べると、予防保全の考え方に基づき長寿命化の取組を実施することで、公共施設の寿命を延ばし、長期的にみた場合のコストを縮減することができます。

【凡例】：従来の更新パターン ———— 長寿命化を考慮した更新パターン ————



■民間活用手法

公共施設の維持管理や事業運営について、民間事業者が収益事業を含めた事業運営を行うとともに、ノウハウを活かしたより効率的な維持管理を行うことができます。



■施設整備手法（集約化，複合化）

公共施設を建物とサービスに分けて考え、サービスの効率化を重視して、同種サービスや異種サービス同士を一つの建物で提供します。

